

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から11年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付してくれたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親は、申立人及びその姉の国民年金保険料について、「さかのぼって納付することもあったが、すべて私が納付した。」と主張しているところ、その父親の平成11年分及び12年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」から、同人の両年分の給与支給明細書の「社会保険料累計」を差し引いた金額は、それぞれ、41万9,600円及び21万2,800円で、合計63万2,400円であるが、そのうち、申立人及びその姉の国民年金保険料の納付済記録があるのは29万100円のみであり、残りの34万2,300円は、申立人及びその姉の申立期間（申立人の姉の申立期間は、11年9月から12年3月まで）の国民年金保険料額と一致しているなど、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年9月から12年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付してくれたにもかかわらず、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親は、申立人及びその弟の国民年金保険料について、「さかのぼって納付することもあったが、すべて私が納付した。」と主張しているところ、その父親の平成11年分及び12年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」から、同人の両年分の給与支給明細書の「社会保険料累計」を差し引いた金額は、それぞれ、41万9,600円及び21万2,800円で、合計63万2,400円であるが、そのうち、申立人及びその弟の国民年金保険料の納付済記録があるのは29万100円のみであり、残りの34万2,300円は、申立人及びその弟の申立期間（申立人の弟の申立期間は、9年9月から11年3月まで）の国民年金保険料額と一致しているなど、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年4月1日から同年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、12万6,000円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月16日から2年11月30日まで
A社に勤務した申立期間について、標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に比べて低く記録されている。
また、平成2年4月からは、標準報酬月額がさらに下がっているが、この時期に給与が下がった記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年4月1日から同年11月30日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、12万6,000円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（2年11月30日）及びA社が適用事業所に該当しなくなった日（2年12月31日）の後の、3年1月25日付けで、2年4月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間のうち、平成2年4月1日から同年11月30日までの期間について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12万6,000円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間のうち、平成元年12月16日から2年4月1日までの期間について、申立人は、「申立期間の全期間にわたり、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（12万6,000円）は、実際の給与額に比べて低い。」と主張している。

しかしながら、申立人の前任者及び当該事業所の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、店長としての研修期間中であつたので、12万6,000円は年齢及び待遇に見合った額で、決して低い額とは言えない。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時の給与額及び保険料控除額に係る記憶が曖昧であるところ、事業主は既に死亡している上、当該事業所は平成2年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在は不明であることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間の申立人の給与額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年12月16日から2年4月1日までの期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年3月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年3月31日まで

A社に、昭和54年3月30日まで継続勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白期間となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月30日までA社において、継続勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録によると、申立人は、53年10月26日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、B区役所の記録によると、申立人は、昭和54年3月31日に国民健康保険の被保険者資格を取得しており、その理由は、「昭和54年3月31日に社会保険からの離脱による。」とされていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所における同僚の資格喪失届の社会保険事務所（当時）における受付日は、おおむね退職日から1か月以内であることが確認できるところ、申立人に係る資格喪失届の受付日は、資格喪失日（昭和53年10月26日）の約半年後の、54年4月9日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の任意包括

適用事業所であった当該事業所は、申立人の資格喪失日と同日の昭和 53 年 10 月 26 日に任意包括適用事業所でなくなった旨の処理が行われている。

また、厚生年金保険法第 6 条第 1 項の規定によると、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用することとされているところ、当該事業所においては、申立期間当時、申立人のみが従業員であったことから、この要件は満たしていなかったものと考えられる。

しかしながら、厚生年金保険法第 8 条第 2 項では、任意包括適用事業所を適用事業所でなくすためには、従業員の 4 分の 3 以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと規定しているところ、同日において、当該事業所の事業主以外の唯一の厚生年金保険の被保険者であった申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなることについて、「同意した記憶は無い。」と主張していることから、上述の従業員の同意がなかったものと推認でき、事業主が行った、当該事業所を任意包括適用事業所でなくす^{かし}手続に瑕疵があったと認められる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険事務所の担当者が会社へ来て、事業主とよく話をしていたことを覚えている。」と供述しているところ、事業主は、「申立期間当時、当社には厚生年金保険料等の滞納があり、社会保険事務所から健康保険証の返却を求められた。」と証言している。

これらのことから、昭和 53 年 10 月 26 日に当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 10 月 26 日において資格喪失をしたとする処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、54 年 3 月 31 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 53 年 9 月の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和52年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①については、昭和50年1月31日付けのB社からA社への異動であり、同一グループ企業内で継続して勤務していたにもかかわらず、同年1月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間②については、昭和52年10月31日からC社に勤務したにもかかわらず、同年10月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から提出された回答書及び元同僚の証言により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和50年1月31日にB社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得手続が正しく行わなかった旨

を認めていることから、事業主が昭和 50 年 2 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が C 社に勤務していたことは認められる。

しかし、C 社は、昭和 52 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②中は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録及び A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に A 社を退職し、新たに C 社に転籍した元同僚 3 名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人と同日（昭和 52 年 10 月 31 日）となっているとともに、取得日も申立人と同日（同年 11 月 1 日）となっていることが確認できるところ、当該元同僚のうちの 1 名は、「A 社を退職して申立人たちと一緒に 52 年 11 月 1 日付けで C 社に移った。」と証言している。

さらに、C 社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄しており、申立期間②の保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立期間②において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

B社がA社に吸収合併された際には、期間を空けることなく異動し、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿、社会保険料控除額一覧表、回答書、商業登記簿及び元同僚の証言により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（事業所の吸収合併に伴い、平成12年3月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

B社がA社に吸収合併された際には、期間を空けることなく異動し、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿、社会保険料控除額一覧表、回答書及び雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（事業所の吸収合併に伴い、平成12年3月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿の保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 50 年 1 月まで
昭和 50 年の夏ごろ、実家の母から、「今なら過去 10 年さかのぼって国民年金保険料を納められる特例制度があるので、すぐに手続するように。」との電話をもらったので、区役所出張所に行って国民年金の加入手続を行った後、特例納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年の夏ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 52 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 52 年 8 月は、特例納付の実施時期ではない上、オンライン記録により、同年同月時点でさかのぼって納付することが可能な限度である 50 年 7 月以降の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続の際に行ったのは、特例納付ではなく過年度納付であったものと考えられる。

さらに、申立人が特例納付により納付したと記憶する国民年金保険料額は、仮に昭和 50 年の夏ごろに第 2 回の特例納付により納付したとした場合の金額とも大きく異なる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年2月までの期間及び48年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から47年2月まで
② 昭和48年3月から同年9月まで

私の国民年金については、いつごろか分からないが母が加入手続を行い、20歳の時からの国民年金保険料を納付したと聞いているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は連番であり、申立人の母親は昭和50年7月16日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることから、申立人及びその母親はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるが、この時点において、申立期間①の全部及び申立期間②のうち、48年3月の国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和51年3月15日に、48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、この時点において、申立期間①及び②については、時効により過年度納付することができない。

さらに、申立人は、その母親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その母親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 6 日から同年 6 月 1 日まで
平成 3 年 5 月 6 日から同年 5 月 31 日まで A 病院に勤務していたが、社会保険庁(当時)の年金記録はなく納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2 人の元同僚の氏名及び業務内容を記憶していることから、当時、A 病院(現在は、B 医院)に勤務していたことはうかがえるものの、当該元同僚は、「当時、すぐに辞める者が多かった。申立人のことは記憶に無い。」と証言している上、ほかに申立人を記憶する同僚は見つからず、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することはできない。

また、当該事業所が全職員の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者記録を管理しているとする「健保・失保台帳」ノートに、申立人に係る記載は見当たらない。

さらに、申立期間当時の事務長は、「給与の締切日は毎月 20 日で、支払日は 25 日であり、その間に社会保険等の手続の漏れが無いようにノートに記入して管理している。当該ノートに申立人の名前は無いので、申立人の社会保険の手続は行っていないし、保険料も控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から43年2月1日まで
当時勤務していた会社の社長の紹介により、A社B支社C営業所に、昭和42年2月1日から外交員として勤務したが、社会保険庁(当時)の記録は、1年後の43年2月1日から厚生年金保険に加入したことになる。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(現在は、D社)B支社C営業所に、昭和42年2月1日から勤務したと主張しているが、申立人は、当時一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない上、当時、同支社に在籍していた10人(同支社C営業所に在籍する3人を含む。)の元同僚に事情を聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、同支社の元幹部社員は、「当時、外交員は試用期間があり、最短でも入社から3か月は厚生年金保険に加入できなかった。営業成績が最低基準に達しないと正社員になれなかったので、6か月から1年加入できない者もいた。」と証言しているところ、当時外交員であった複数の元同僚も、入社後すぐには厚生年金保険被保険者になれなかったことを証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間について、申立人は、国民年金に加入し申請免除となっていることが確認できる。

加えて、D社は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
昭和 34 年 10 月に A 社に入社し、大型トラックの運転助手として勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 社に運転助手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚からは、申立人の具体的な勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、申立期間当時の総務部長は、「当社においては、3 か月の見習期間を経てから、全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずである。」と証言しているものの、オンライン記録によると、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、同社への入社日を記憶している者 18 名の資格取得日は、早い者で入社日と同日、遅い者では入社日の 13 か月後であることが確認できる上、同僚が名前を記憶している運転手又は運転助手の中には、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者もいる。

さらに、A 社の事業主は既に死亡している上、当該事業所の後継会社である B 社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないとしていることから、A 社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において、健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。